

# ○ 公共工事建設資材単価公表要領

制定 平成26年4月1日

(目的)

第1条 公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つである建設資材単価を公表することにより、受注者の的確な見積りに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の内容)

第2条 公表の内容については、次に掲げるとおりとする。

(1) 公表の対象

栃木県県土整備部、環境森林部及び農政部が発注する公共工事（建築工事を除く）の積算に用いる建設資材単価（以下「資材単価」という。）を公表する。

(2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会（以下「物価調査機関」という。）から市販されている「季刊・土木施工単価」、「季刊・土木コスト情報」及び物価調査機関が提供する「積算資料電子版」、「Web建設物価」に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。

したがって、公表する閲覧資料には上記物価資料に掲載されていない資材単価を掲載する。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、原則として閲覧によるものとし、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧方法

公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置するとともに、栃木県ホームページにおいて希望者の閲覧に供するものとする。具体的な資材単価の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

(2) 閲覧場所

資材単価の閲覧場所は、県民プラザ及び栃木県ホームページとする。

(3) 閲覧時間

県民プラザの利用可能時間とする。栃木県ホームページにおいては随時とする。

(4) 公表資料の管理・保管

公表資料の貸し出しは行わないものとする。

なお、県民プラザにおいては、有料により複写可能とする。

(5) 更新の時期

公表する資材単価の更新は、市場の価格動向に応じて適宜実施するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 土木工事建設資材単価公表要領（平成9年3月25日制定）は廃止する。